



**出題・解説**

八木会計事務所  
税理士

**八木正宣**

**第1問**

- すべての所得に対して所得税が課税される人はだれですか。次の中からすべて選んでください。
- ①日本国籍を持たないが、日本に長年居住している人
  - ②日本国籍を持つが、過去10年間日本に住所を有していない人（海外移住者）
  - ③外国籍を持ち、日本に滞在（3年間）している人（日本に永住する意思あり）
  - ④外国籍を持ち、外国に居住している人

**解説**

グローバリゼーションが進み日本人が外国

在まで引き続き1年以上居所を有している人です。ここでの「住所」とは生活の本拠のことを指

に転勤したり、反対に外国人が日本国内で労働に従事している状況が、多く見受けられるようになりました。そこで、日本の所得税は、だれに対して課せられるのか、確認してみたいと思います。

日本の所得税の納税義務者については、国籍にかかわらず、その人の住所・居所が国内にあるかどうかや居住期間の長短によって、まず居住者と非居住者に区分し、居住者はさらに永住者と非永住者に区分して考えます。

居住者とは、日本国内に住所を有する人か、住所は有さないが現

**●所得税の納税義務者の分類と課税範囲**

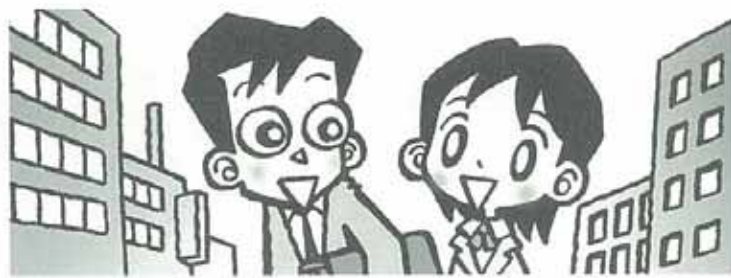
所得税の納税義務者		課税範囲
居住者	永住者	国内所得、国外所得のすべて
	非永住者	国内所得のすべて 国外所得のうち国内で支払われたもの、および国内に送金されたもの
非居住者		国内所得のすべて

**●永住者は原則全所得に課税**

非永住者については、国内において生じたすべての所得と、国外で発生した所得のうち国内で支払われるか、国内に送金されたものが課税の対象となります。

永住者とは、居住者のうち非居住者以外の人で、日本での居住期間が5年超の人、または永住の意思がある人をいいます。永住者については、国内外を問わず、すべての所得が課税対象とされています。

一方、非居住者とは、居住者以外の人のことで、具体的には、住所または居所を有する期間が1年



## テーマ 所得税と納税義務者等

未満の人が該当します。この非居住者は、日本国内で生じた所得に限って所得税を納める義務があります。以上から、正解は①③となります。

### 第2問

- 給与所得者(サラリーマン・公務員など)のうち、確定申告が必要な人を次の中からすべて選んでください。
- ① 給与収入が年間1500万円の人
  - ② 給与収入が年間2000万円を超える人
  - ③ 給与所得以外に年間10万円の不動産所得がある人
  - ④ 主たる勤務先以外から給与の支払い(年間給与収入240万円)を受けている人

### 解説

所得税は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得を計算し、その所得金額に対する所得税額を算出して、翌年の2月16日から3月15日までの間に申告と納税を行うことになっています。この手続きを所得税の確定申告といえます。

確定申告は、その確定した所得税の額と、すでに納めた税金(源泉徴収された税金、予定納税で納めた税金など)との差額を精算するための手続きでもあります。一方で、所得税の納税手続きを

簡便化するという目的で、サラリーマン、公務員などの給与所得者

に対しては、源泉徴収・年末調整の制度が設けられています。これは、給与の支払者が社員の給与から、毎月一定の所得税を徴収して税務署に納付し、年末にその年の所得税を再計算して確定させる手続きです。したがって、給与所得者の場合には、原則として確定申告を行う必要はありません。

### ● 申告が必要な給与所得者も

しかし、給与所得者であっても次のような人は、確定申告を行わ

なければなりません。

- ⑦ 給与の年間収入金額が2000万円を超える人
- ⑧ 1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ⑨ 2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与以外の給与の収入金額と、給与所得および退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
- ⑩ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人

また、年末調整では、雑損控除や、寄付金控除、医療費控除や初年度の新築住宅ローン控除など一定の控除制度が適用されないことになっています。これらの控除を受けることで、源泉徴収された税金を納め過ぎていることになる人は、還付を受けるための申告(還付申告)を行うことができます。以上から、正解は②④となります。